随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和8年3月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システム改修業務（令和8年度税制改正の対応（個人住民税対応分））	富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	76,885,380	R8.3.26	本業務は令和8年度税制改正に伴う個人住民税の大規模な制度改正に対応するため、影響の大きい改修については、令和7年度中から先行して税総合電算システムの改修を行うものである。当該システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細なシステムの内容や手順を把握し作業を行うなど、当該システムに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該システムを構築したもの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えることが予想される。その場合、個人住民税、固定資産税、自動車税、事業所税、法人住民税の賦課徴収が適正に行えず、収滞納の管理に支障が生じ、市民の信頼を損なう恐れがあるほか、当該システムが停止する等、当該システムを利用する全ての課に重大な影響を及ぼし、市民サービスが滞る恐れがある。 以上のことから、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									

6									